

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国手当支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東秩父村は、国手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国手当支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

東秩父村長

公表日

平成27年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国手当支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律に則り 認定業務、支給要件確認業務、支給業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②認定要件、受給要件に必要な各種情報の照会 ③転入前の手当台帳情報照会
③システムの名称	手当支給システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
手当情報ファイル 支給停止情報ファイル 所得状況ファイル 支給ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第47項 並びに内閣府・総務省令第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 なし 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項 並びに内閣府・総務省令第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長	住民福祉課長 福島 則元
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 住所:埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634 電話:0493-82-1221(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民福祉課 住所:埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634 電話:0493-82-1221(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

